

第22回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月13日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番 埤田 定
2番 熊野 茂公
3番 宮内 昭壽
4番 河村 晴夫
5番 小林 勉
6番 田村 尚利
7番 出穂真奈美
8番 鬼武 敬子
9番 繁本 武紀
10番 藤本 準一
11番 山本 忠男
12番 田村 耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

2番 城 俊治
3番 末岡 博
4番 國弘 久男
5番 西村 隆裕
6番 秋山 孝
7番 西岡 正信
8番 弘田 靖
9番 久保田 等
10番 尾崎 敬一

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（1人）

1番 小田 博

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 光市農業委員会規程の一部を改正する規程について

議案 第2号 光市農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程について

議案 第3号 特定農用地貸付規程の変更に係る承認について

議案 第4号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第22回農業委員会総会を開会します。

本日の総会にあたり、推進委員1番 小田 博 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は9名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、10番 藤本 準一 委員、11番 山本 忠男 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号「光市農業委員会規程の一部を改正する規程について」ご説明申し上げます。

こちらにつきましては来月、4月1日より農業委員会事務局の事務所が光市役所内に移転となりますことから、光市農業委員会規程の一部、第7条第2項中「大和支所内」とあるものを「光市役所内」にあらため、本日議決が得られましたら、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。この件に関して何かございませんか。

2番

新しい事務所の場所はどこになりますか。

事務局

場所は、光市役所2階、農林水産課前でございます。

議長

ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづいて、議案第 2 号「光市農業委員会事務局設置規程の一部を改正する規程について」ご説明申し上げます。

議案第 1 号と同じく、農業委員会事務局の事務所が光市役所内に移転となりますことから、光市農業委員会事務局設置規程の一部、第 1 条第 1 項第 2 号中「大字岩田 2356 番地 1」とあるものを「中央六丁目 1 番 1 号」にあらため、平成 31 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。この件に関して何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづいて、議案第 3 号「特定農用地貸付規程の変更に係る承認について」ご説明申し上げます。

こちらは、来月 4 月 1 日から、県内の各 J A が J A 山口県に統合されることに伴い、J A 周南が定めていた特定農用地貸付規程、いわゆるファミリー農園に係る規程を変更することについて、J A 山口設立委員会より変更の承認申請があったものです。

変更の内容としましては、特定農地貸付規程中、第 1 条の「周南農業

協同組合」を「山口県農業協同組合」に、第6条中「当組合の地区内」を「貸付農地が所在する統括本部管内」に、第8条中「支所もしくは本所」を「統括本部、支所又は営農センター」にあらため、行政庁の承認を受けた後、合併日（平成31年4月1日）から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。この件に関して何かございませんか。

（なしの声）

ないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続いて、議案第4号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は2件でございます。

それでは、議案第4号の番号1よりご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字岩田地内の市役所大和支所から西に約1.4km付近に散在する7筆で、地目は田と畑、面積は田が4,555㎡、畑が1,339㎡です。申請の事由ですが、譲渡人は高齢となり当該農地の維持管理が困難となったことから、農業経営を子である譲受人が継承し、農地の名義も生前贈与により子の名義としようとするものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、自宅から比較的近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、継承後は効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

推進8番 今、事務局から説明がありましたとおりで特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。
(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第4号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号番号1は、原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、議案第4号番号2をご説明申し上げます。

申請のあった土地は、大字東荷地内の市役所大和支所から北東に約3.2 kmに散在する11筆で、地目は田と畑、面積は田が5,535 m²、畑が635 m²です。譲渡の事由ですが、遠方に居住するため相続した当該農地の維持管理に困った譲渡人が、周南市に居住する譲受人である兄に贈与し、以後の維持管理の一切を任せようとするものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、実家から比較的近距離であり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行うことが認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、これには該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては出穂委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

出穂委員、補足説明をお願いします。

7番

今、事務局から説明がありましたとおりで特にございませぬ。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第4号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号番号2は、原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成30年度10号です。新規が23件、44筆で面積は73,505㎡、更新が89件、3筆で面積が2,192㎡、期間延長が1件、6筆で面積が6,481㎡、合計では3件、141筆で203,155㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上でございます。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第5号番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告をお願いいたします。

事務局

それでは、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」説明いたします。

今回の届出の件数は、1件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

以上でございます。

議長

只今の報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第22回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成31年3月13日開催の第22回光市農業委員会総会の議事録である。

平成31年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印